

《池袋フットボールクラブ規約》

- 第1条 (目的)
本クラブは、サッカーを通じて、子どもたちの可能性を最大限に引き出すとともに、自ら決断できる人間性、みんなで解決できる協調性を養い、中学、高校と継続してサッカーに関わり続ける選手の育成を目的とする。
- 第2条 (名称)
本クラブは、「池袋フットボールクラブ」(登録名称＝池袋FC)と称する。設立は2000年11月10日。
- 第3条 (所在地)
本クラブの事務局は、東京都豊島区西池袋4-32-14内に置く。
- 第4条 (構成)
本クラブは、代表及びコーチが指導し、入部した少年少女と、その保護者ならびに協力者によって構成する。
- 第5条 (部員資格)
本クラブの部員は、未就学児年中以上から中学三年生(※注1)の児童を対象とする。
※注1:中学生は小学校在学中入会者に限る。
- 第6条 (カテゴリー)
未就学児年中・年長は「プライマリークラス」、
一・二年生は「低学年」、
三・四年生は「中学年」、
五・六年生は「高学年」、
中学一、二、三年生は「中学生」と名称を定める。
- 第7条 (活動年度)
本クラブは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を活動年度とする。
- 第8条 (活動内容)
1. サッカー技術の向上に努める。
2. 公式試合(豊島区リーグ、ブロック大会(中学年・高学年))と親善試合を行う。
3. クラブ内諸行事を行う。
- 第9条 (活動日)
1. プライマリークラスは、毎月第2・4日曜日の活動を原則とする。
2. 低学年・中学年・高学年・中学生は、毎月土・日曜日の活動を原則とする。
3. 活動日は、グラウンドの確保状況、コーチのスケジュール等によって変更することがある。
- 第10条 (保護者会)
1. 部員の父母は、保護者会の会員となる。
2. 保護者会会長または部長は、保護者会を開催することができる。
- 第11条 (総会)
1. 総会は、年1回4月に開催し、以下の項目を審議する。
・年度活動計画、予算、決算に関する事項
・規約に関する事項
・クラブ役員の承認
2. 総会は、指導者と保護者の1/3以上の出席をもって成立する。
3. 決議は、出席者の過半数の同意にて成立する。
4. 必要に応じて、臨時総会を開催する。
- 第12条 (代表)
代表は、本クラブ全体を総括する。
- 第13条 (保護者会会長)
1. 保護者会会長は、保護者会を総括する。
2. 保護者会会長は、クラブ役員の部長が兼任できる。
- 第14条 (クラブ役員)
1. クラブ役員は、部長、副部長、会計、監査役で構成し、保護者会会員から選出する。
2. 部長は、会計、監査役、クラブ係を総括する。
3. 副部長は、部長をサポートし、必要に応じて部長を代行する。
4. 会計は、部費の管理、諸行事の費用支出の執務及びスポーツ保険の加入事務を行う。
5. 監査役は、会計執務を監査する。
6. 各役員の任期は1年とするが、留任は妨げない。
- 第15条 (クラブ係)
1. クラブ係は、お世話係、Tシャツ係、合宿係で構成し、保護者会会員から選出する。

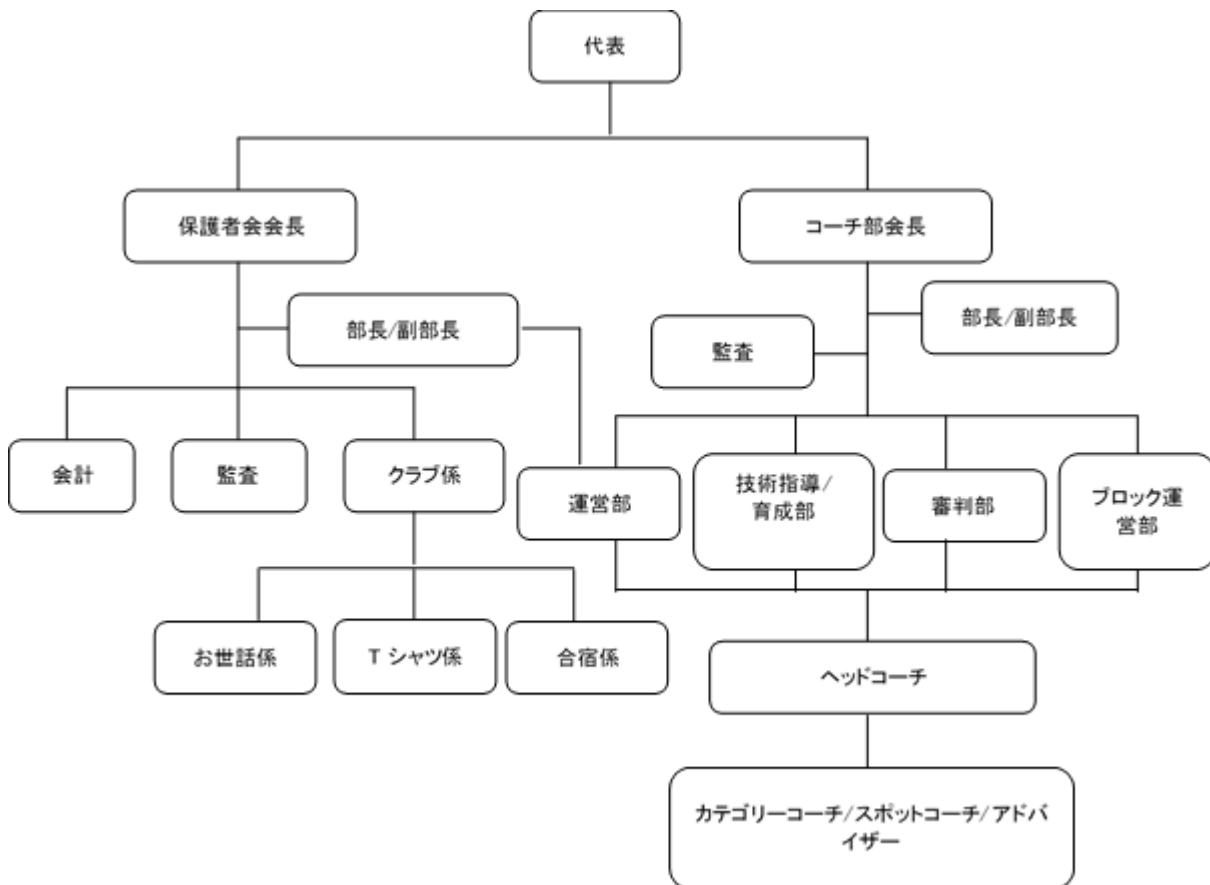
2. お世話係は、各カテゴリーの取りまとめを行う。
3. Tシャツ係は、クラブTシャツ発注等の取りまとめを行う。
4. 合宿係は、合宿全般の取りまとめを行う。

第16条 (コーチ部会長)

1. コーチ部会は、コーチ部会長、部長、副部長、監査役、各技術部(運営部、技術指導/育成部、審判部、ブロック運営部)、カテゴリーヘッドコーチ、カテゴリーコーチ、スポットコーチ、アドバイザーで構成する。
2. コーチ部会長は、コーチ運営、活動総責任者であり、コーチ部会を総括する。
3. コーチ部長/副部長は、部会長が認定した者とし、コーチ部会長の補佐、部会長代行決断/決定、コーチ部会の取りまとめを行う。
4. 監査役は組織、活動の監査を行う。
5. コーチ運営部は、月間活動予定、コーチスケジュール管理、メーリングリスト管理、ホームページ管理、保護者会窓口を担う。
6. 技術指導/育成部はコーチ育成指導/取り纏め管理(コーチ適任選考を含む)、技術指導総括、女子育成サポート、トレセン関連、ブロック対応を総括する。
7. 審判部は、審判普及/育成、ルール指導、審判目線での育成指導を行う。
8. ブロック運営部は、ブロック代表者会議への出席、ブロック運営全般を担当する。
9. カテゴリーヘッドコーチは、コーチ部会長が認定した者とし、各カテゴリーのコーチを総括する。
10. カテゴリーコーチ、スポットコーチ、アドバイザーは、カテゴリーヘッドコーチをサポートし、部員の指導に当たる。
11. サポート(半年)、アシスタントコーチ(半年)は、コーチ部会に所属する前にコーチ運営のサポート、コーチングスキルの習得を目指す。
12. コーチは、別途定める指導指針に基づき、部員の指導に当たる。

第17条 (組織図)

第10条から第14条の関係を示す組織図は、以下のとおりとする。



第18条 (入部)

1. 第5条の資格を有する者。
2. 本クラブの規約に同意する者(保護者含む)。
3. ホームページより入部届けをダウンロード。入部書類を提出し、保険の登録完了を持って入部とする。
4. 体験入部期間は1か月とし、21条4項に同意した者。

第19条 (退部)

1. ホームページより退部届けをダウンロード。担当コーチに書面を持って報告した者。
2. 本クラブの主旨、規約を著しく違反した者。
3. 部費については退部の書面を受領した月末までとする。

第20条 (休部)

1. 休部の意思を担当学年コーチに報告した者。

2. 休部期間は1年以内とし、それを超えた場合は退部と判断する。
3. 部長への報告は、休部該当月の前月までとする。
4. 休部期間の部費は徴収しない。

第21条 (保険)

1. 部員、コーチは、スポーツ保険加入を義務とする。
2. 本クラブは、加入を義務付けているスポーツ保険を超える責任を負わないものとする。
3. スポーツ保険未加入者が、本クラブの活動中に傷害を負っても、本クラブは責任を一切負わないものとする。
4. 体験入部者が、本クラブの活動中に傷害を負っても、本クラブは責任を一切負わないものとする。

第22条 (当番)

1. 保護者会会員は、日々のクラブ活動をサポートする当番を交代で担当する。
2. 当番のスケジュールは月ごとに策定し、その調整は、各カテゴリーのお世話係が行う。

第23条 (部費)

1. プライマリークラスは無料とする。
2. 低学年は、月額1,500円とする。
3. 中・高学年・中学生は、月額2,000円とする。
4. 臨時に必要な出費がある場合は、保護者会の同意を得て、部費とは別に実費にて徴収することができる。

第24条 (合宿)

1. 合宿に参加できるのは、小学校三年生以上の部員と保護者とする。
2. 開催は、年1回とする。
3. 合宿参加費は、部費とは別に徴収する。

第25条 (クラブ運営費)

クラブ運営費は、主に以下の用途に用いられる。

1. 大会参加費
2. 用具に関わる費用
3. コーチの資格に関わる費用
 - ・審判員資格の取得、更新手数料
 - ・指導者資格の取得、更新手数料
 - ・指導者、審判講習会費
4. イベント(卒業生を送る会、クリスマス会など)に関わる費用
5. その他、必要経費
 - ・コーチのスポーツ保険
 - ・施設使用料
 - ・コーチ費用(遠征時の交通費、審判着など) 但し、年度ごとの部費の状況を考慮し、総会にて承認を得る。

第26条 (個人情報)

池袋FCは部員等の個人情報について法令、各種規範、ガイドラインを遵守するとともに、活動以外に使用しないものとする。

この規約は、2016年3月28日から適用する。